

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 業務及び組織（第3条・第4条）
- 第3章 職員（第5条―第15条）
- 第4章 会議（第16条―第24条）
- 第5章 雑則（第25条・第26条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、徳島大学学則（昭和33年規則第9号）第4条第2項の規定に基づき、徳島大学総合教育センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、全学的視点から入学者選抜、教育改革、ICT活用教育、学生生活及びキャリア支援に関する主要施策を調査研究し、総合的に推進することにより、徳島大学の教育及び学生支援の充実・改善を図ることを目的とする。

第2章 業務及び組織

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜の企画立案等に関すること。
- (2) 教育改革の推進に関すること。
- (3) ICTを活用した教育の開発及び支援に関すること。
- (4) 学生の修学支援及び課外活動に関すること。
- (5) 学生のキャリア支援に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項に掲げる業務のほか、四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業（国立大学改革強化推進費補助金）における、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 四国地区国立大学連合アドミッションセンターの設置とAO入試の共同実施に関すること。
- (2) 四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施に関すること。

（部門及び室の設置）

第4条 前条の業務を遂行するため、センターに次の部門及び室を置く。

アドミッション部門

教育改革推進部門

ICT活用教育部門

学生支援部門

学生生活支援室

学生参画推進室

キャリア支援部門

2 前条第2項第1号の業務を処理するため、アドミッション部門は、四国地区国立大学連合アドミッションセンター規程（平成25年5月13日愛媛大学規則第77号）第7条に規定する四国地区国立大学連合アドミッションセンター徳島大学サテライトオフィス（以下「徳島大学サテライトオフィス」という。）を兼ねるものとする。

3 前条第2項第2号の業務を処理するため、ICT活用教育部門は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則（平成25年7月5日四国地区国立大学連携事業推進会議制定）第4条

に規定する大学連携 e-Learning 教育支援センター四国徳島大学分室（以下「徳島大学分室」という。）を兼ねるものとする。

### 第3章 職員

（職員）

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 専任教員（特任教員を含む。）
- (4) 兼務教員
- (5) 就職コーディネーター
- (6) キャリアカウンセラー
- (7) その他必要な職員

2 前項の職員のほか、センター長が必要と認める場合は、副センター長を置くことができる。

3 徳島大学サテライトオフィスにアドミッションオフィサーを置く。

4 徳島大学分室に、分室長及び分室教員を置く。

（センター長）

第6条 センター長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、センター長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第7条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、副センター長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部門長）

第8条 部門長はセンター長の推薦に基づき、学長が命ずる。ただし、学生支援部門長は、徳島大学学生委員会委員長をもって充てる。

2 部門長は、所属部門の業務を掌理するとともに、センター長の職務を補佐する。

3 部門長（学生支援部門長を除く。）の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、部門長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（専任教員）

第9条 専任教員は、センターの運営を補助し、所属する部門の業務を処理する。

2 専任教員の選考は、第16条に規定する運営委員会の議に基づき、学長が行う。

（兼務教員）

第10条 兼務教員は、専任教員と協力し、所属する部門の業務を処理する。

2 兼務教員は、次の各号に掲げる者をもって充て、学長が命ずる。

(1) アドミッション部門

イ 各学部（学部に併任された大学院教員を構成員として含む。）から選出された教員 各1人

ロ 全学共通教育センターから選出された教員 1人

(2) ICT活用教育部門

イ 各学部（学部に併任された大学院教員を構成員として含む。）から選出された教員 各1人

ロ 全学共通教育センターから選出された教員 1人

ハ 情報センターから選出された教員 1人

(3) 学生支援部門

イ 徳島大学学生委員会規則第3条第2号、第3号及び第4号の委員

ロ 保健管理・総合相談センターから選出された教員 1人

ハ 国際センターから選出された教員 1人

(4) キャリア支援部門

各学部（学部に併任された大学院教員を構成員として含む。）から選出された教授 各1人

3 前項の規定にかかわらず、センターの業務に関し専門知識を有する者で、センター長が必要と認めるときは、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

4 兼務教員（第2項第3号イの兼務教員は除く。）の任期は2年とし、再任されることが出来る。ただし、兼務教員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（就職コーディネーター）

第11条 就職コーディネーターは、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 就職コーディネーターは、学生の就職先企業等の開拓、就職セミナー及び就職ガイダンス等の企画立案並びに業界の動向調査等の業務を行う。

（キャリアカウンセラー）

第12条 キャリアカウンセラーは、センターの職員のうちから学長が命ずる。

2 キャリアカウンセラーは、学生の就職相談及び進路相談業務に従事するとともに、学生と企業のマッチング支援及び面接前後の指導等の業務を行う。

（アドミッションオフィサー）

第13条 アドミッションオフィサーは、センターの職員のうちから学長が命ずる。

（分室長及び分室教員）

第14条 分室長は、ICT活用教育部門長をもって充てる。

2 分室教員は、ICT活用教育部門の専任教員をもって充てる。

3 分室長の任期は2年とし、再任されることが出来る。ただし、分室長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（学外者への委嘱）

第15条 センター長が必要と認めるときは、学長の承認を得て、学外者を就職コーディネーター又はキャリアカウンセラーに委嘱することができる。

### 第3章 会議

（運営委員会）

第16条 センターに、センターの管理運営及び業務に関する事項を審議するため、徳島大学総合教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第17条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの業務計画に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) その他センターの管理運営及び業務に関し必要な事項

第18条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 国立大学法人徳島大学教育研究評議会規則（平成16年度規則第5号）第3条第1項第7号の評議員
- (5) 学務部長
- (6) その他運営委員会が必要と認める者

2 前項第6号の委員は、学長が命ずる。

第19条 運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第20条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

第21条 運営委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第22条 運営委員会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(連絡会議)

第23条 センターに、センターの各部門間に関係する事項について連絡調整するため、徳島大学総合教育センター連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議について必要な事項は、センター長が別に定める。

(部門会議)

第24条 部門の運営に関する事項を審議するため、各部門に部門会議を置く。ただし、学生支援部門の運営に関する事項は、徳島大学学生委員会において審議するものとし、部門会議を置かない。

2 部門会議について必要な事項は、センター長が別に定める。

第4章 雑則

(事務)

第25条 センターの事務は、学務部教育支援課が学務部教育企画室及び各課と連携・協力して処理する。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 徳島大学学生支援センター規則（平成15年規則第1753号）

(2) 徳島大学キャリア支援センター規則（平成22年度規則第38号）

(3) 徳島大学教育改革推進センター規則（平成24年度規則第62号。以下「教育改革推進センター規則」という。）

(4) 徳島大学アドミッションセンター規則（平成24年度規則第63号。以下「アドミッションセンター規則」という。）

3 この規則施行の際、教育改革推進センター規則第8条の2の規定により任命されている分室長は、この規則第13条第1項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

4 この規則施行の際、アドミッションセンター規則第6条の2の規定により任命されているアドミッションオフィサーは、この規則第12条第1項の規定により任命されたものとみなす。